

北海学園大学

# 法学部報

[巻頭特集]

座談会「裁判員制度をめぐって」  
飯野海彦・寺島壽一・丸山治・三上英昭 ..... 1

[研究室訪問1]

民事訴訟法という学問 酒井博行 ..... 3

[研究室訪問2]

爺放談と私の研究 千葉華月 ..... 4

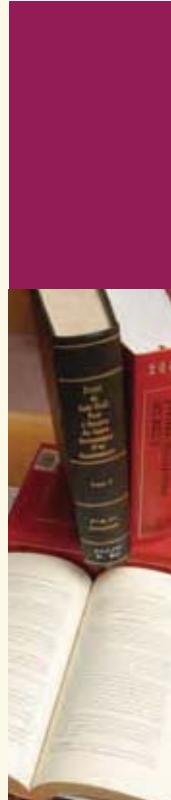
[教室の窓から]

「外国語教育」雑感 中村寿司 ..... 5

もっと知りたい「学生相談」 ..... 6

2008.9.20 No.19

# Faculty of Law



# 座談会「裁判員制度をめぐって」



## 裁判員制度の趣旨

丸山 今日は裁判員制度に関する座談会ということで、刑事訴訟法がご専門の飯野先生、憲法がご専門の寺島先生、そして実務家という立場から三上先生にお集まりいただきました。最初に飯野さんからこの制度の概要を説明してもらいましょう。

飯野 そもそもは、1999年内閣に司法制度改革審議会がおかけて、2001年にその意見書「21世紀の日本を支える司法制度」が出ます。そのなかに司法制度改革の3本柱として、①「国民の期待に応える司法制度」、②「司法制度を支える法曹のあり方」、③「国民的基盤の確立」、があって、裁判員制度は、③「国民的基盤の確立」のうちの「国民の司法参加」の一方法として位置づけられています。立法・行政・司法の三権のうち最も国民から遠いと言われているのが司法権なわけで、これを一挙に近いところにもってこよう、というのが裁判員制度です。

長い間、職業裁判官・検察官・弁護士、つまりプロの法律家だけによる司法がおこなわれてきて、国民の司法参加の形でこれを再構築しようとする動きが背景にあります。

丸山 国民の司法参加の例として、アメリカ・カナダなどの陪審制と、ドイツ・フランスなどの参審制とがありますが？

飯野 陪審制は、陪審員だけが評議室に集まって、裁判官はまったく関与せず結果だけを受けとります。ところが裁判員制度は、参審制がもとといわれてますが、裁判官と市民の裁判員が一緒に議論します。このとき、裁判官も直接国民の考え方に対する接することができるので、それでこの方法がとられたともいわれます。ただ、うがった見方をすると、国民だけに評議させるのは心もとないから裁判官が評議に加わるんだということになりますけれども。

三上 アメリカの陪審は有罪か無罪かを陪審員だけで決める。参審制では、たとえばドイツですと、参審員に選ばれた人は長期間参審員をつとめる、日本の調停委員のような形です。ところが日本の今回の裁判員は陪審員的に、つまり事件ごとに選ばれるんですね、抽選で。だから両方ミックスしたような形になってますね。

飯野 裁判所サイドはずっと参審型をめざしていたのですが、他方弁護士会は陪審制型の司法参加を主張していて、まあその折衷案ということなんでしょうかね。

## 裁判員制度は憲法違反？

丸山 この裁判員制度について、憲法に反するという議論があるようですが、そのへん寺島先生、どうなんですか？

寺島 制度の基本的な枠組みに関する違憲論は、①これは裁判官の職権の独立（憲法76条3項）に反する、②下級裁判所の裁判官に関する憲法の規定は、裁判員制度のような素人の臨時の裁判官を想定していない、③陪審制や参審制をとる国では憲法にその明文があるのに日本の憲法にはない、④公平な裁判所において裁判を受ける権利（憲法32条・37条1項）は、職業裁判官の裁判を受ける権利を意味するはずで、裁判員制度はこの権利を侵害する、関連してさらに⑤裁判員による裁判では審理の進め方からみて拙速な裁判をもたらし、この点でも憲法37条1項に抵触する、というものです。ほかにも、⑥裁判員になることの強制は、憲法の定める「意に反する苦役からの自由」（18条）を侵害する、という見解もあります。

三上 現役の裁判官時代に裁判員制度の関係

いろいろ意見を聞かれたなかでは、最高裁はかなり違憲論に関して危惧していました。裁判員制度が実施されると、有罪になった被告人側からの控訴・上告の理由のなかに必ず制度自体が違憲だというものがでてくるという心配ですよね。

丸山 ぼくも問題になると思うのは④で、32条・37条の裁判を受ける権利をどう理解するかですが、国民が司法に参加することは憲法の趣旨に反しないはずなんで、それは何とかできるんじゃないかな、という気はしますが。

寺島 ④との関連では、司法制度改革審議会のメンバーだった学者の間でも、裁判官を「基本的構成員」として含むような裁判体による裁判でなければならない、と考えられていました。結局、裁判体に外部者を入れても裁判官の「基本的構成員」性を保てるための条件は何か、という点が問題でしょう。

## 裁判員裁判の対象となる事件と裁判の期間、開廷回数など

丸山 ところで、裁判員裁判というのは対象事件が決まりますよね？

飯野 対象事件は、殺人、強盗が人に怪我をさせた場合・死亡させた場合、危険運転致死ですとか重大事件に限られています。平成19年度の犯罪白書で対象事件をカウントすると、3111件、裁判にかけられた事件約10万件の3%くらいですね。

丸山 三上先生の経験でいうと、この程度の重大事件で、平均的に何回くらい公判を開きますか？

三上 殺人の事件が一番わかりいいと思うんですけど、たとえば被告人が認めてる事件ですと、2回・3回で終りますね。最初罪状認否で書証の取り調べ、2回目に証人質問とか被告人質問、3回目に論告弁論くらいで終わるんですけども、殺意否認となると、それプラス2回くらい、5回か6回で終わると思います。単純な殺人の事件ですけど。

丸山 長すぎる刑事裁判とよく言われますが、期間は長くても回数って少ないんですね。

三上 大多数の事件、9割以上は半年以内に終ってるんですよ。ただ重大事件、社会の耳目を集めようの事件で長くかかるだけなんです。

丸山 これで公判前整理手続によってまたすこし短くなりますかね。

三上 そうですね、事前に争点整理がされれば、第1回公判からもう証拠調べが始まりますから、



司会／丸山 治  
法科大学院教授・刑法

飯野 海彦  
法学部教授・刑事訴訟法

朝9時半とか10時から5時まで開廷するとかなりの証人等を調べられますね。たとえばさきほどの殺意否認程度の殺人であればおそらく3回以内では終わるだろう。

**丸山** そうすると2・3日でだいたい終わると。

**三上** 終わると思いますね。

**丸山** 寺島先生、今と回数はほとんど変わらないけれども短期間で終わるのはやはり拙速だという話になるのですか？

**寺島** いや、実際の事件の中味によると思いますが、そこで出てくる証拠資料の数や分量が減った場合、拙速な裁判だという非難を受けることはありますね。

**三上** いまでの補足するとですね、弁護人側で非常に心配してるのは、従来の重大事件あるいは否認事件ですと、たとえば重要な証人尋問は反対尋問を次回公判にのばすんですね。すると主尋問の速記録ができあがってそれを検討して、しかも供述調書と公判での供述を検討し、ほかの証拠と検討して、といった準備が今までかなりできました。ところがこんどは、原則として反対尋問は主尋問に統いてやるということで、弁護人側にとては今までのやり方・考え方ではとても準備が整わない、そういう意味で拙速になるんじゃないかという心配ですね。

**丸山** そうすると弁護人としてもかなり能力・技術が問われるんですね。

**三上** そうです、そういう意味では弁護人側の態勢が今回の裁判員制度が成功するかしないかの鍵のひとつだと、私は思っています。

## 裁判官と裁判員の権限

**丸山** 合議体の構成は、職業裁判官3名に裁判員6名ですよね。この3人6人でいうのはずいぶん議論ありましたよね。

**三上** 委員会の議論の中では、最終的に裁判官が3人と裁判官と同数あるいは1人多いくらいの線で座長案がある程度まとまつたんですね。自民党と政府とのやりとりの中で振り戻しがあって、裁判官3裁判員6ということに、政治的に決着したんです。

**丸山** 裁判官3というのは、現在の合議体3人というやつを前提にしたんですね。

ところで、裁判員と裁判官とで、訴訟上は、法廷では全く同じ権限なんですね。当然裁判員が証人に質問してもいいわけですね。法の解釈とか訴訟手続とかそういう意味では全然区別ないのかな。

**三上** ないです。

**飯野** 法の解釈でいうと、解釈は裁判官の権限ですから、裁判官から裁判員に何らかの説



寺島壽一

法学部准教授・憲法

三上英昭

法科大学院教授・  
公証人・前裁判官・刑事法

示があるわけで、裁判員はべつに法律の知識を全く知らないても大丈夫ですとなってる。

**丸山** そのへんで素人裁判員がプロに騙されるっていうことはないですかね。

**寺島** 解釈は裁判官の権限だ、適用は裁判員も一緒にやる、といいますが、解釈と適用をそんなに截然とはわけられないし、裁判員から「その解釈はどういうことですか」「適用するとどういう結果になるんですか」と説明を求められて、裁判官自身が「なるほど、この法解釈ではおかしいかな」と考え直すこともあります。

**飯野** 解釈論自体も、裁判員が関与することによって従来の判例とは違うものになるとよく言われますね。たとえば、死刑の判断についても、もう一度解釈についての議論がおこって、その事件については死刑にできないという判断になるかも知れません。

**三上** 面白いですよね。面白いという言い方は悪いけど、たしかに権限論では法律の解釈は裁判官の権限だって言ってるんだけども、私はそんなに簡単にはいかないと思ってます。だから、いい知恵がね、裁判官としては素人の方から拝借できる、あるいはいいヒントが得られるということがあり得るという気がしますね。

**寺島** そう考えると、体裁上は、解釈よりも適用のレベルで頑張って問題を解決しようという比重が増えてくるのかも知れないですね。

## 裁判員と裁判官の合議

**丸山** 公判が終って評議ということで評決をしますが、これは多数決になりますね。ちょっと面白い多数決の方法なんですが。

**飯野** 基本的に9人が平等の多数決なんですが、有罪の場合にはかならず裁判官1人の意見は入っていかなければならない。ですから6人の裁判員全員が有罪でも3人の裁判官全員が無罪なら有罪にできないという。

**三上** 2対2の場合もあるでしょ？ 裁判官が2、裁判員が2これが有罪だと言ってても

ですね、あの裁判官1人とほかの裁判員が無罪だというと無罪ですよね（5対4）。それはまあそういう制度設計なんで、これが合憲かどうか最高裁の判断は微妙だろうと思いませんけどね。

**丸山** うーん、そうですね、やっぱり問題あるのかな。

**寺島** 審議会の議論のなかでも、裁判官の多数が賛成する意見が判決にならないと、裁判官の基本的構成員性が担保できないんだという意見がありましたね。

**丸山** 逆に、裁判官が無罪2、有罪1に分かれて、裁判員がばらばらに分かれて有罪のほうが多いたら有罪になりますよね。職業裁判官だけなら無罪なのに、っていうことが。

**寺島** それはあります。

**飯野** その評議・評決なんですけど、裁判官が解釈の問題をこえて有罪無罪の点や量刑も含めて裁判員に押し付けるんじゃないかと。

**丸山** 誘導ですね。

**三上** その点がおそらくいちばん心配されるところだろうと思いますね。それは絶対ないとは断言できないんで、最高裁も非常に心配してるんですね。これが押し付けって言われるようにならおしまいだと私は思うんですけどね。

## さいごに

**丸山** 最後にお三方で裁判員制度についての感想なりコメントなりをひとことずつ述べていただきます。

**飯野** ともかく国民の司法参加が実現するということは画期的なことですね。わが国は、昔々の唐律の輸入から明治の外国法の輸入、それから戦後のアメリカ法の輸入と、いろんなものを入れてうまく乗り越えてきたわけです。だから上手に不具合を直しつつこの制度も定着してゆくのではないか、とは考えています。

**寺島** 憲法の観点からは論点がいろいろ出されていますが、大方の先進国には何らかの形で国民の司法参加の制度があります。こうした制度の下で、どうすれば公平な裁判所の適正手続きによる裁判という要件をクリアできるのか、運用の仕方を含めて、見守ってゆきたいですね。

**三上** せっかく今回あらたな制度が導入されたんで、まず前向きに受けとめてこれをうまくみんなで守り育ててゆく、ぜひそういう気持ちで運用していただきたい。これはマスコミを含めて一般国民の方々がそういう視点で暖かい目で見て欲しいと、そしてそれがうまく定着してゆくことを願ってます。

# 民事訴訟法という学問



## 酒井博行

### 権利実現のための法

私は法学部で、「民事訴訟法」の講義と演習を担当しています。ところで、民事訴訟法とは、どのような法なのでしょうか。

社会生活を法的にみてみると、たとえば、私人間でお金の貸し借りをしたり、物の売買をしたりするとき、その私人間での約束、つまり「契約」によって、その私人間で、「貸したお金の返済を求めることができる」、「借りたお金を返さなければならない」、「物を買った人は売った人にその物の引渡しを求めることができる」、「物を売った人は買った人にその物の代金の支払いを求めることができる」などといった関係が成立しますが、これが「権利義務関係」ということになります。このような場合に、その私人間でどのような権利義務関係が成立するのかという点について定めているのが、民法をはじめとする様々な法律であり、これらの法律を「民事実体法」といいます。そして、通常は、権利を持つ者（権利者）が、義務を負う者（義務者）に対してその義務の履行を求め、それに応じて、義務者がその義務を履行することによって、社会生活が円滑に進んでいくことになります。

ところが、義務者がその義務を履行しない場合、権利義務に関する紛争が生じるということになります。この場合、権利者が義務者に対し、どのようにして義務の履行を求めていけるのかということが問題となります。そして、このような権利義務に関する紛争を、裁判所が下す「判決」という形で解決するための手続が「民事訴訟」であり、この民事訴訟の仕組みや手続の進め方などを規律しているのが「民事訴訟法」です。民事訴訟において、権利義務に関する紛争について判決が下されると、権利者と義務者との間の権利義務関係がその判決によって確定されることになり、判決で確定された権利義務関係に関しては、紛争を蒸し返すことが禁止されるなどの効果が生じることになります。

ここまで説明をまとめると、民事訴訟法は、民事実体法が規定する権利義務に関する紛争が発生したときに、権利者が持つ権利を、裁判所による判決を通じて、強制的に実現するための法であるということができるでしょう。

### 民事訴訟法学の面白さ

民事訴訟法を学ぶということは、まず第一に、民事訴訟という手続の仕組みを学ぶことであるといえますが、もちろん、他の法分野と同様に、民事訴訟法においても、解釈論上の様々な論点が存在します。

民事訴訟手続においては、訴えを提起する側の当事者（原告）が、訴えを提起される側の当事者（被告）に対し、自らの権利に関する請求をたて、その請求についての判断（判決）を裁判所に求めます（訴え提起）。裁判所は原告、被告双方の言い分を聞いたり、証拠を調べたりして、原告の請求が認められるか否かについての審理、判断を行うことになります。そして、民事訴訟においては、当事者である原告・被告、その代理人（弁護士など）、裁判所が、手続における「登場人物」としてでてくることになります。また、民事訴訟法では、民事訴訟手続の進め方等に関する重要な基本原則も存在します。

民事訴訟法の解釈論上の論点に関して考えていく際には、原告、被告、代理人、裁判所といった「登場人物」の利害関係をどのように考えていくか、また、民事訴訟法上の基本原則との兼ね合いをどのように考えていくかによって、その結論が分かれていくことになります。そして、このような多様な要素を踏まえたうえで、法解釈についての自分なりの考え方を示していくというところに、民事訴訟法学の面白さがあるのではないかと、私は考えています。

### 講義・ゼミについて

私の講義・ゼミでは、民事訴訟法の解釈論上の様々な論点について、多様な要素、考え方を踏まえたうえで、学生の皆さんができるようになることを目指しています。不十分な点は多々ありますが、自分が感じている民事訴訟法学の「面白さ」を、学生の皆さんにお伝えすることができれば、と考えています。

（法学部准教授：担当は民事訴訟法ほか）

# 爺放談と私の研究

Faculty of Law

私は、2006年から民法担当教員として本学に着任しました。専門は民法ですが、これまで特に法と医療に関わる領域、いわゆる医事法研究を行ってきました。

医事法研究は、民法、刑法、行政法等の各法領域の研究者によって行われましたが、医事法が独立した法領域として扱われるようになったのは、比較的最近のことです。英米の医事法の教科書によれば、アメリカでは、1970年代、イギリスでは1980年代に独立した領域として扱われるようになったとされています。

できない場合などに、誰がどのような基準に基づいてそれを決定すべきなのか等について研究をしています。

我が国では、患者が小さな子どもである場合には、原則として、親が監護権に基づき子どもの医療に同意できると考えられています。他方、成人の場合はどうなっているでしょうか。医療現場では、家族がいる場合には本人に代わって同意することにより医療が行われているようです。しかし、家族は法的には、そのような同意権を有しているわけではなく、いわゆる成年後見法でも成年後見人には、医療における同意権は認められていないと解釈されています。

このような法状況から、医療現場は難しいケースに直面することがあります。例えば、家族が患者に必要な医療を拒否する場合等に、しばしば現場に混乱が生じていると言われています。このような問題に対応するためのガイドラインや法整備が必要であると考えられますが、法整備が行われたからといって問題が解決するわけではありません。この問題は、医療や法律の専門家だけに議論されるべきものではなく、国民1人1人が議論していくことが重要なのではないかと思います。

## なぜ医事法に興味を持ったか？

医事法が新しい法領域であることから、私は、「なぜ医事法に興味を持ったのですか」と質問されることがあります。その度に、「医療における代行意思決定について考察したいと思ったからです」等と答えていました。それだけでしょうか。よく考えると、それは理由の1つにすぎず、本当の理由は幼き日の記憶を辿る中に見つかるように思います。

私は子どもの頃、金曜日まではいわゆる核家族で、土日はいつも祖父の家で過ごしていました。大家族の中心は祖父。日曜の朝、祖父が見るのは時事放談。政治をテーマにした討論番組でした。私は、当時その番組を爺放談だと思っていたのですが、番組終了後も祖父による爺放談が続きました。祖父は小さな女の子であった私に政治の話はもちろん、地域の医療、福祉行政に関わる問題についての話をしてくれました。そのため、医療、福祉は、自然に私にとって身近なテーマになりました。高校進学の頃には、将来は医療に関わる職業に就きたいと考えていました。高校時代は、理系のクラスに所属していたのですが、その後、訳あって文系に転向しました。大学進学後も、医療に関わる分野で働きたいという思いは残り、大学院進学後は、医療と法に関する領域に関心を持つようになりました、医事法に興味を持つようになりました。

## これまでの研究

私が大学院時代から研究してきたテーマは、「医療における意思決定の代行」です。患者が小さな子どもである場合や、成人であっても判断能力がなく自身の医療について意思決定

## なぜスウェーデンに留学したのか？

大学院修了後は、スウェーデン・ウプサラ大学法學部に留学しました。スウェーデンに留学した第1の理由は、ウプサラ大学のエリザベス・リンニング教授の指導を受けたいと思ったからです。エリザベス教授は、北欧初の医事法教授であり、先生の博士論文の内容は、私の研究テーマとともに近いものでした。留学中は、先生の隣の研究室で研究し、興味がある授業や研究会に出席しました。また、週末の夜は、博士課程の友人とお気に入りのレストランに行ったりホームパーティをするという悩む暇がない楽しい毎日でした。

2年間の留学の後、本学に着任しました。現在は、講義やゼミを担当させていただき、学内外の仕事も少しずつ増え、たくさんの新しい出会いがあります。今後も1つ1つの出会いを大切にしていきたいと思います。

(法学部准教授：担当は民法Ⅰほか)



# 千葉華月

# 「外国語教育」雜感 中村寿司



幾つかの視点から思いつくままに書いてみます。

## <地球儀・ヨーロッパ地図>の視点から

相次ぐ戦争に見舞われたヨーロッパは、二度と悲惨な惨禍を繰り返すことのないよう「共同体」の創設と取り組みました。1951年、最初に「歐州石炭鉄鋼共同体」が設立され、戦争の直接の原因となる石炭と鉄鋼の共同管理を実現しました。当初、6カ国から出発した共同体は、その後もたゆむことなく「深化」と「拡大」を続け、現在のEU（欧州連合）に到達しました。

27カ国、4億9千万人から成る連合体は、今日、域内全体をカバーする言語政策として「多言語主義」(multilingualism) を採り入れ、文化に関しても「多文化主義」(multiculturalism) を標榜しています。加盟各国の主権と自主性を尊重し、原則として、人口の多寡に関係なく、その国の言葉を「公用語」に認定し、現在23の言語が各種機関の作業言語として用いられています。

学校教育においても、この趣旨は生かさ

れており、生徒達は「母語」の他に2つの外国語を学ぶよう義務づけられています。いわゆる「3言語主義」です。その狙いとするところは、物事を固定的に捉えることなく「視点を転換する能力」を養うことにある、と言われています。ひとつの外国語学習からだけでは引き出すことのできない、幅と深みを伴った、他の人々の言葉や生活文化に対する理解をその目標にしています。そして、実践に際しては「言語学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠」に基づいた、きめ細かな対応が行われています。その成果は、すでに出てるものもあれば、中・長期的視野に立って見守る必要のあるものもあります。が、いずれにしろ、将来を展望した前向きな姿勢で貫かれていることは認めてよさそうです。側面からは、すでに100万人を超える実績を生み出している、加盟国間の学生移動促進プログラム「エラスムス計画」が、これを支えています。

## <日本地図・北海道地図>の視点から

本年5月26日、朝日新聞朝刊が「変わり行く『第二外国語』」と題する特集記事を掲載しました。その内容は、国公私立を問わず、英語以外の外国語の履修を必修から外したり、廃止する大学が相次いでいる、というものです。例外的に、新潟大、慶應大などが「副専攻」、「多言語主義」を唱えているものの、かつて教養教育の柱を担った外国語の姿は、そこにはありません。旧文部省が91年に大幅改定した大学設置基準の項目「2以上の外国語の科目を開設する」が削除された成果(?)が着実に顕れているようです(半ばは私事ながら、現在、筆者が支部代表幹事を務めております「日本フランス語フランス文学会」では、会員の持続的な退会現象に危機感を抱き、本年、歴代幹事長からなる「財政再建緊急対策委員会」なるものが設置されました)。

北海学園も旧教養部の廃止と共に、徐々に選択必修制から自由選択制へと移行しました。一律に外国語学習を強制するのではなく、学ぶ側の自由意志に任せてはどうか、との考え方からです。本当に必要であれば、

学生自らが、進んで学びたい言葉を選択し、それなりの取り組みをするであろう、との判断です。…。幸いなことに、学園の学生諸君が第二（初習）外国語に対する関心を失うことではなく、寧ろ、教養部時代には存在しなかった「4年間（2部は3年間）の長期学習システム」を活用してくれるようになっています。これは、他大学のケースと比較しますと、ある意味当然のことながら、画期的なことと言えます。批判を承知で申し上げれば、語学担当教員の目からすると、新規の外国語学習に対する学生個々のスタンスは、ある意味、本人の基本的な学ぶ意欲と能力を反映します（少数とは言え、4年間ひとつの外国語と取り組み続けた学生諸君が、卒業時に私達に示してくれる姿は敬服に値します）。

## <教室の窓>の視点から

教室の窓から狭い中庭（失礼…）を眺めながら思っています。「学校」を示すギリシャ語 *skholē* の原義のひとつが「暇」であったことなどを考えると、「効率」の観点からのみ外国語学習を語るのは、どこか空しいのではないか、と。「無用の用」こそ教養語学のあるべき姿と、ひとり勝手にうそぶいている次第。

(何を書くのも自由と、「自由」に任されることの心地よさを久しぶりに味わわせて下さった学部報担当の同僚教員の良識に感謝しつつ。)

(法学部教授：担当はフランス語基礎ほか)



## もっと知りたい 「学生相談」

### ひとりで悩まず、相談してみよう!

北海学園大学では、学生の皆さんを支援するため、さまざまな相談を受け付けています。「学業につまずいてしまった」「友達ができない」「将来が不安」など悩みごとがある時は、ひとりで考え込まず、ご遠慮なく相談してください。

### 1. こころの相談（医務室）

学生部に隣接する医務室では、毎週月・木・金曜に、こころの相談を受け付けています。人間関係に疲れた、何もかもつまらなくなったり、不安が強く考えがまとまらない、大勢の人がいる教室に入るのがつらい、孤独感が強くなったり……。こんな時、相談員の先生（臨床心理士）に相談してみませんか？相談予約は、学生部・医務室の窓口のほか、電話やメールでも受け付けています。

TEL: 011-841-1161 内線2236

E-mail: hg-sdt@tyhr.hokkai-s-u.ac.jp

### 2. セクハラ相談（全学部）

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは相手の意に反してなされる性的言動をいい、異性間のみならず同性間でも起こることがあります。本校では10名の教職員がセクハラ相談員として皆さんからの相談を受け付けています。相談方法には、個人面談のほか、電話・FAX・電子メール・手紙などがあります。相談員の連絡先等については、すでに掲示板や冊子でお知らせしておりますので、そちらをご覧下さい。本学の関係者からセクハラ被害を受けたと感じたら、ひとりで悩まず、勇気を出してセクハラ相談員や他の教職員に相談してください。プライバシーは厳守します。

### 3. 就職相談（就職部）

民間企業・公務員を問わず、就職に関することで、悩んだり、つまずいたりしたときは、就職部に相談してください。就職専門相談員であるキャリアカウンセラー有資格者をはじめ、豊富な経験と情報を有するスタッフが、いつでも皆さんからの相談を受け付けています。なお、就職部に隣接する就職情報センターでは、さまざまな求職情報を見ることができます。どうぞ自由にご利用ください。

### 4. 法学部学生相談

#### (1) 法学部全教員（オフィスアワー）

法学部では、全教員が毎週一定の時間帯にオフィスアワーを設定し、講義に関する質問などを受け付けています。各教員のオフィスアワーは法学部掲示板をご参照ください。教員との連絡方法など、ご不明な点は法学部事務室にお問い合わせください。

法学部事務室

TEL: 011-841-1161 内線2223

#### (2) 法学部事務室窓口

法学部事務室窓口では、講義の履修、休学、転部・転学科など、さまざまな相談を受け付けています。何かわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。

#### (3) 法学部学生相談システム（法学部全教員）

法学部には、法学部に対する意見・苦情・要望、および個人的な相談を受け付ける学生相談システムがあります。相談は、学生相談委員（3名）、法学部の全教員、および法学部事務室窓口備え付けの投書箱などで受け付けています。相談内容と対応・回答は、個人的な相談をのぞき、原則として学生相談掲示板で公表されます。詳しい利用方法は、学生相談掲示板をご覧ください。

※「悩みをどこに相談したらよいかわからない」という場合は、上記のいずれかの相談窓口に申し出てください。適切な相談窓口をご案内します。

## 2007年度 法学部就職状況報告

2008年5月時点での2007年度法学部卒業生の就職状況を報告します。

内定率等は下記表をご参照ください。なお、学部全体の内定率は83.8%です。

業種別割合は、公務員20.3%、金融業17.6%、

運輸・通信業12.9%、小売業12.9%、サービス業12.5%、製造業8.6%、卸売業8.6%、不動産業2.7%、建設業2.0%、その他1.9%です。

主な内定先（民間企業）は、北海道新聞社、イオン北海道、ラルズ、北洋銀行、旭川信用金庫、

遠軽信用金庫、北海道信用漁業協同組合連合会、生活共同組合コープさっぽろ、東日本ハウス、ヤマダ電機、北海道リコーなどです。

（協力：寶賀幸秀就職部係長 参考：北海学園大学大学案内2009等 文責：前田）

卒業生	就職希望者数	内定者数	内定率(%)	公務員再受験者数	進学者数	その他	未登録者数
法律学科Ⅰ部	181	137	90.51	16	1	5	22
法律学科Ⅱ部	102	63	69.84	5	0	2	31
政治学科Ⅰ部	125	97	84.54	11	4	6	7
政治学科Ⅱ部	36	24	79.17	3	0	1	8

卒業生数=就職希望者数+公務員再受験者数+進学者数+その他+未登録者数

注)「内定率」は就職希望者数を基準にしています。「公務員再受験者数」は次年度(2008年)に公務員試験再受験予定者数のことです。

# 法学部・経済学部 合同市民公開講座 「比較してみる北海道」

北海道は、都府県とは異なる産業構造を持っています。同時に、北海道の風土に根ざして社会や政治の構造にも特色があります。そのことは、北海道に住んでいる私達にとっては、当たり前と考えられがちですが、かならずしも、それが都府県とは異なることについて気がつかないでいることもあります。

そこで本講座では、北海道の産業経渉と市民・自治・政治について、その特殊性や優位・劣位の問題などを受講者とともに考えてゆきたいと思います。

2008年10月11日～11月8日(全5回)  
毎週土曜日 10時40分～12時10分  
北海学園大学豊平キャンパス

●第1回 10月11日(土)  
「北海道農業の実力  
—国内ではトップクラスでも海外では—」  
北倉公彦(経済学部教授)

●第2回 10月18日(土)  
「北海道経済と雇用の拡大」  
奥田 仁(経済学部教授)

●第3回 10月25日(土)  
「一歩先を行く北海道の市民起業  
—ユメを追いかからコメを得る新しい生き方」  
樽見弘紀(法学部教授)

●第4回 11月1日(土)  
「選挙結果から考える北海道の政党と政治」  
山本佐門(法学部教授)

●第5回 11月8日(土)  
「北海道からひろがる自治体の憲法づくり」  
神原勝(法学部教授)

定員:100名 受講料:3000円  
申込期間:9月1日～10月3日

資料請求やお問い合わせは、  
TEL:011-841-1161(2228)  
FAX:011-824-7729  
e-mail:recht@tyhr.hokkai.s-u.ac.jp  
までお願いいたします。  
「受講申込書兼振込依頼書」をお送りいたします。

# 2009年度 法学部各種入試一覧

## 課題小論文 特別入学試験

募集人員:2部法学部 30名

出願期間:2008年11月1日(土)から

[郵送]11日(火) 消印有効

[窓口]12日(水) 16時締切

試験日:2008年11月30日(日)

## 大学院法学研究科 入学試験

### 修士課程

募集人員:法律学専攻 7名

政治学専攻 5名

(一般・社会人特例選抜入試)

法律学専攻・政治学専攻

### I期

出願期間:2008年9月10日(水)～20日(土)

試験日:2008年10月15日(水)

### II期

出願期間:2009年1月9日(金)～19日(月)

試験日:2009年2月20日(金)

### 博士(後期)課程

募集人員:法律学専攻 2名

政治学専攻 2名

(一般・社会人特例選抜入試)

法律学専攻・政治学専攻

出願期間:2009年1月16日(金)～26日(月)

試験日:2009年2月21日(土)

## 社会人特別入学試験

### I期(面接)

募集人員:2部法学部 20名

出願期間:2008年11月1日(土)から

[郵送]11日(火) 消印有効

[窓口]12日(水) 16時締切

試験日:2008年11月30日(日)

### II期(面接・小論文)

募集人員:2部法学部 面接 20名 小論文 14名

出願期間:2009年2月13日(金)から

[郵送]22日(日) 消印有効

[窓口]24日(火) 16時締切

試験日:2009年2月28日(土)

\*課題小論文・社会人特別入試ともに、法学部  
1年次入学試験は、学部単位の募集になります。  
学科(法律・政治)は1年次末に決定します。

## 法学部編入学 (3年次編入)試験

募集人員:1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部法律学科 若干名

2部政治学科 若干名

### I期(一般・推薦)

出願期間:2008年10月1日(水)～10日(金)

試験日:2008年10月25日(土)

### II期(一般)

出願期間:2009年1月27日(火)～2月5日(木)

試験日:2009年2月28日(土)

## 法科大学院 (法務研究科) 入学試験

### A日程

出願期間:2008年10月1日(水)～15日(水)

試験日:2008年10月25日(土)

小論文試験(法学既修・未修者共通)、  
面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日:2008年10月26日(日)

法学既修者認定試験

### B日程

出願期間:2009年1月29日(木)～2月12日(木)

試験日:2009年2月21日(土)

小論文試験(法学既修・未修者共通)、  
面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日:2009年2月22日(日)

法学既修者認定試験

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは下記までお願いいたします。

[お問い合わせ先] 北海学園大学法学部事務室

TEL:011-841-1161(2223・2226、法科入試 2420・2422) FAX:011-824-7729

2008年度学部報委員:鈴木 光・藤田 正・前田輪音